

所属所長 殿

公立学校共済組合岡山支部長

令和6年度「元気回復助成事業」の実施について

このことについて、次のとおり実施しますので、この事業の趣旨を御理解いただき、貴所属所組合員に周知願います。

記

1 趣旨

教職員の元気回復・健康増進を図るとともに、教職員相互の親睦を深めるため、所属所単位等で計画、実施する元気回復活動事業に対し助成する。

2 助成額

組合員一人あたり500円

所属所単位等で実施する事業の参加組合員数に乗じて、助成金を交付する。なお、助成金は事業に要する経費の範囲内とする。

3 実施及び申請方法等

別添「元気回復助成事業実施要領」のとおり

連絡先

〒700-8570

岡山県教育庁福利課福利厚生班

086-226-7603

元気回復助成事業実施要領

1 趣 旨

教職員の元気回復・健康増進を図るとともに、教職員相互の親睦を深めるため、所属所単位等で計画、実施する元気回復活動事業（以下「事業」という。）に対し助成する。

2 助成金額 【 一人あたり500円 】

所属所単位等で実施する事業の参加組合員数に乗じて、助成金を交付する。

なお、助成金は事業に要する経費の範囲内とする。

3 実施単位

所属所単位又は複数の所属所合同

4 実施時期

年度内の4月1日から3月31日の勤務日以外の日（土曜、日曜、祝日等）、勤務時間外又は夏季等の長期休業期間における閉庁日等で公務従事に支障がない日時とし、対象事業は1所属当たり年12回を上限とする。

なお、所属所長等を実施日時を確認の上、学校運営に支障がきたさないように配慮すること。

5 実施方法

事業は健全で趣旨に沿った内容とし、所属所又は合同所属所の多数の組合員（所属所等の組合員の「半数以上」又は「5人以上」）が参加できるように計画・実施すること。

なお、事業への参加には運営、応援等を行う者も含む。

6 事業内容

スポーツ関係：各種運動競技、運動会、ボウリング大会等

文化教養関係：美術・音楽・舞台・映画鑑賞、囲碁・将棋・チェス大会等

そ の 他：ヨガ・太極拳・コーラス・健康講習会等、その他支部長が特に認める事業

対象外事業：懇親会等の飲食を主な目的とした事業は助成対象外とする。

（具体例）歓送迎会、忘・新年会、花見、テーブルマナー講習会等

共済組合が実施する他の事業と重複する事業は助成対象外とする。

（具体例）ウォーキングコンテスト

7 対象経費（例）

- ・会場の借上料(入場料) 、器具、用具の使用料
- ・実施に必要な用品の購入費（備品及び必要以上の購入用品は対象外）
- ・賞品、参加賞等の物品購入費（備品及び必要以上の購入用品は対象外）
- ・審判員、指導者等の謝金
- ・傷害保険料（組合員以外の保険料等及び親睦旅行等に係わる傷害保険料は対象外）
- ・上記の他運営に必要な経費（ただし、第三者の領収書の得られる経費に限る）

8 申請手続

①事業終了後、速やかに「元気回復助成事業－申請フォーム※」から申請する。

※HP「おかやま教職員福利厚生ネット」> マイページ > 事業申込 その他

②事業実施内容を審査し、適正であると認めた場合は、交付決定額を申請代表者の指定する口座に振り込む。原則、申請のあった月の翌月 20 日に送金（送金日が土日祝の場合は翌営業日）し、当該口座振込をもって交付決定とする。

なお、審査により助成金を交付できないことがあるため、対象事業又は対象経費等に疑義がある場合、事業実施までに相談（電話・メール）願います。

【事前協議連絡先】 公立学校共済組合岡山支部（福利課福利厚生班） TEL：086-226-7603 メール：hukuri-bunkakousei@pref.okayama.jp

9 請求期限

事業実施した年度の年度末まで（ただし、3月実施事業は4月5日まで）